

第30回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

日 時 令和元年7月1日（月）
午後2時から
会 場 ホテルブリランテ武蔵野
2階 エメラルド

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

(1) 荒川第二・三調節池事業 環境影響評価
調査計画書について

(2) その他

5 閉 会

《會議資料一覧》

〈配付資料〉

- 資料1 第30回さいたま市環境影響評価技術審議会
出席者名簿及び座席図
- 資料2 さいたま市環境影響評価技術審議会 委員名簿（第8期）
- 資料3 荒川第二・三調節池事業 環境影響評価の事業概要及び
環境影響評価手続状況
- 資料4 さいたま市環境影響評価技術審議会委員会 委員名簿
- 資料5 荒川第二・三調節池事業 環境影響評価調査計画書に
関するさいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見

〈貸出資料〉

- 荒川第二・三調節池事業 環境影響評価調査計画書
- 荒川第二・三調節池事業 環境影響評価調査計画書 あらまし
- さいたま市環境影響評価条例集
- さいたま市環境影響評価技術指針手引

第30回さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿

日時 令和元年7月1日(月)

午後2時から

会場 ホテルブリランテ武蔵野

2階 エメラルド

1 さいたま市環境影響評価技術審議会委員

永澤 明	会 長	山本 貢平	副会長
小嶋 文	委 員	篠原 厚子	委 員
日原 由香子	委 員	藤野 毅	委 員
村上 正吾	委 員	渡辺 季之	委 員

2 事業者

〔国土交通省関東地方整備局〕

荒川上流河川事務所	所長	藤本 雄介
荒川上流河川事務所	副所長	荒木 茂
荒川上流河川事務所	室長	坂本 守
荒川上流河川事務所	河川環境課長	成田 義則
荒川上流河川事務所	係長	田代 拓
河川部	係長	松本 充弘

3 コンサルタント

〔日本工営株式会社〕

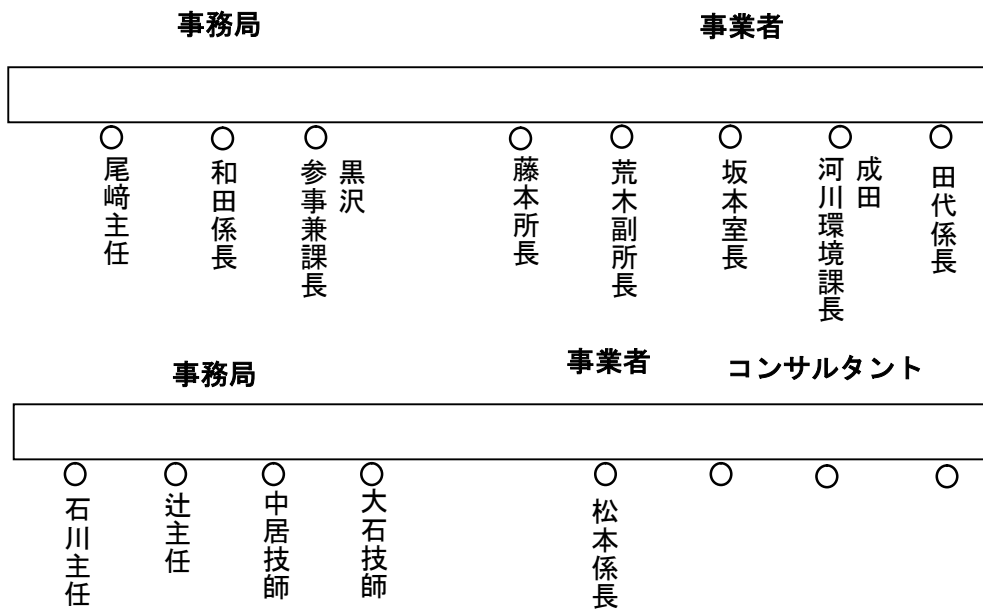
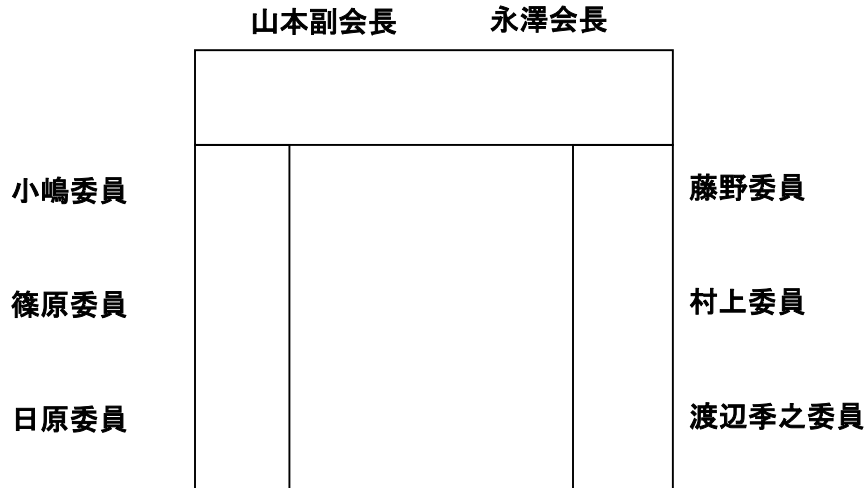
4 事務局

【さいたま市環境局環境共生部環境対策課】

参事兼課長	黒沢 茂男	係 長	和田 淳
主 任	尾崎 雅之	主 任	辻 信太郎
主 任	石川 裕子	技 師	中居 弘幸
技 師	大石 恭輔		

第30回さいたま市環境影響評価技術審議会 座席図

日時 令和元年7月1日(月)
午後2時から
場所 ホテルブリランテ武蔵野
2階 エメラルド



傍聴席・記者席

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿(第8期)

任期 平成29年8月1日～令和元年7月31日

	氏名	職名	専門分野	担当項目	備考
1	いわさき ひさお 岩崎 久雄	芝浦工業大学 名誉教授	電波工学	電波障害	
2	おう せいよう 王 青躍	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	大気関係	大気質、廃棄物等	
3	かねこ りつこ 金子 律子	東洋大学 生命科学部 教授	生物学	動物、生態系	
4	くぼた よういち 窪田 陽一	埼玉大学 名誉教授	景観、環境計画	景観、温室効果ガス等	
5	こじま あや 小嶋 文	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	地区交通計画	コミュニティ、地域交通	
6	しのはら あつこ 篠原 厚子	清泉女子大学 人文科学研究科 教授	環境衛生、健康科学	大気質、水質、有害化学物質	
7	しのみや みほ 四ノ宮 美保	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 准教授	環境化学	悪臭、土壌、有害化学物質	
8	ながさわ あきら 永澤 明	埼玉大学 名誉教授	化学(無機化学・錯体化学・生物無機化学)	水質、安全、放射性物質	会長
9	ひはら ゆかこ 日原 由香子	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	植物生理学、分子生物学	植物	
10	ふじの たけし 藤野 毅	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	水環境学、都市熱環境学	水質、水象	
11	ますだ ゆきひろ 増田 幸宏	芝浦工業大学 システム理工学部 教授	都市環境工学、建築環境工学	日照障害、風害、温室効果ガス、安全	
12	むらかみ しょうご 村上 正吾	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	水環境工学	水質	
13	やまもと こうへい 山本 貢平	一般財団法人小林理学研究所 理事長	応用音響学	騒音、振動	副会長
14	わたなべ あいこ 渡辺 愛子	日本女子大学 学術研究員	行動生物学、動物生理学	動物、生態系	
15	わたなべ としゆき 渡辺 季之	一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会 理事	環境分析	廃棄物等	

対象事業の概要及び環境影響評価手続状況

対象事業の名称	荒川第二・三調節池事業	
根拠法令	さいたま市環境影響評価条例（平成15年条例第32号）	
都市計画特例の適用	なし	
事業者の名称、代表者の氏名・主たる事務所の所在地	国土交通省関東地方整備局 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	
対象事業の種類	調節池の設置	
事業実施区域	荒川河川敷の周囲堤の堤外	
事業規模	約760ha	
関係地域	事業実施区域から1.5kmの範囲 (さいたま市、川越市、上尾市、志木市、富士見市、川島町)	
手 続 状 況	調査計画書受理	平成31年 4月 3日
	関係地域決定	〃 4月10日
	調査計画書縦覧	令和元年 5月 7日～ 6月 7日
	意見書提出期間	〃 5月 7日～ 6月21日
	第1回委員会	〃 5月29日
	意見書概要報告	7月上旬（予定）
	技術審議会	〃 7月 1日
	市長意見	〃 9月上旬（予定） (意見書概要報告を受けた日から2月以内)

荒川第二・三調節池事業に関する

さいたま市環境影響評価技術審議会委員会 委員名簿

※ 名簿は、五十音順

氏名	職名	専門分野	担当項目
しのはら 篠原 厚子	清泉女子大学 人文科学 研究所 教授	環境衛生、健康科学	大気質、水質、 有害化学物質
しのみや 四ノ宮 美保	埼玉県立大学 保健医療 福祉学部 准教授	環境化学	悪臭、土壌、有 害化学物質
ひはら 日原 由香子	埼玉大学大学院理工学研 究科 教授	植物生理学、分子生物 学	植物
むらかみ 村上 正吾	埼玉県環境科学国際セン ター 研究所長	水環境工学	水質
やまもと 山本 貢平	一般財団法人小林理学研 究所 理事長	応用音響学	騒音、振動
わたなべ 渡辺 愛子	日本女子大学 学術研究員	行動生物学、動物生理 学	動物、生態系

さいたま市環境影響評価技術審議会

会長 永澤 明 様

さいたま市環境影響評価技術審議会委員会

委員長 村上 正吾

荒川第二・三調節池事業環境影響評価調査計画書に関する

さいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見

さいたま市環境影響評価技術審議会から附議された「荒川第二・三調節池事業環境影響評価調査計画書」について、令和元年5月29日、当委員会において審議したので、その結果について下記のとおり報告します。

記

1 対象事業の目的及び概要

- ・人口、資産が高密度に集積している地域である埼玉県南部および東京都区間沿川の荒川流域と東京都と埼玉県にまたがる荒川の治水安全度向上のための抜本的な対策として、広い高水敷を活用した調節池の整備を行う。
- ・川の中に囲繞堤を新設し、その上下流端を既設堤防に接続して高水敷を調節池化するもの、また、囲繞堤の一部に高さを抑えた越流堤を設け、河川水位の上昇により、越流堤から洪水が取り込まれ洪水調整を行う。
- ・当該事業では、第一調節池と同様に、主な施設として囲繞堤、越流堤、排水門を設けることにより洪水調整を行う。また、目的は治水のみであり、第一調節池における「彩湖」のような、水道用水確保を目的とした貯水池は造らない。
- ・現況の土地利用にできるだけ影響しないように、堤防等の施設整備を行う予定。

2 調査方法

【大気質】

・自動車や建設機械作動時に排出されるのは主に一酸化窒素であり、時間と共に酸化されて二酸化窒素に変化することから、時間的な要素も含めて評価できるため、大気質の状況調査時に二酸化窒素と同時に一酸化窒素濃度のデータをとるのが望ましい。

【騒音】

・堤体工事（掘削含む）の建設工事用機械の稼働に伴う騒音について、工事期間が長期にわたるため、事業区域周辺の住民地区に対して、騒音に係る環境基準でも予測評価するのが望ましい。

・車両の騒音について、資材運搬車両等の大型車の交通量を考慮して、予測評価を行うことが望ましい。

【水質、水象】

・現在の水に浸っている頻度は、概ね2～3年に一度、高水敷までに浸水する規模の出水がある。今までは仕切る堤防がなかったところに、仕切る堤防（囲繞堤）ができ、越流堤の高さによっては、これまでより非冠水期間が長くなるあるいは冠水頻度が減る、また高水敷の冠水面積が変化すると思われる。水質、水象の予測評価においては事業の実施による冠水状況の変化も考慮すること。

【動物、植物、生態系】

・調節池をつくると、囲繞堤などができてくることや、土地利用の変化、仕切りができることで冠水状況（頻度、面積等）が変化することなどにより、生態系への影響、攪乱がこれまでより変化する可能性がある。そういった影響を十分考慮して予測評価を行うことが望ましい。

【その他】

・事業地は多岐にわたる土地利用がされているため、利用者の受ける環境影響についても配慮することが望ましい。

第30回

さいたま市環境影響評価技術審議会

令和元年7月1日（月）

さいたま市環境対策課

午後 2時01分 開会

○和田係長 お時間となりました。

ただいまから第30回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

本日司会を務めさせていただきます、さいたま市環境局環境対策課の和田でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

議事に先立ちまして、さいたま市環境局環境共生部環境対策課長の黒沢からご挨拶を申し上げます。

○黒沢課長 皆様、こんにちは。さいたま市環境対策課長の黒沢でございます。本日は環境局長の中野が所要により欠席のため、私から一言ご挨拶申し上げます。

本日は永澤会長を初め、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、第30回さいたま市環境影響評価技術審議会にご出席いただき、ありがとうございます。

また、日ごろから、本市の環境行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、この場をおかりしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本市の環境影響評価制度につきましては、平成15年から条例が施行され、今回ご審議をいただく案件を含め現在まで11件の事業がございます。これらに係る各手続の中で市長の諮問に基づくさいたま市環境影響評価技術審議会が開催され、今回30回目という節目を迎えることができました。これもひとえに委員の皆様方のお力添えによるものであり、厚く御礼申し上げます。

また、今月いっばいで第8期技術審議会は任期満了となります。第9期におかれましても、皆様の最新の知見に基づく専門的なご意見を頂戴し、この制度が条例の目的である市民の健康で文化的な生活の確保に寄与できるよう今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、本日ご審議いただきます荒川第二・三調節池事業は、上尾市、川越市、さいたま市にまたがる約760ヘクタールの事業地に洪水を防ぐために水を一時的に貯めるための調節池を設置するものです。現在事業地は農地、運動場、ゴルフ場などのさまざまな土地利用がされており、また自然環境も多く残されている地域でございます。

この後、調査計画書の内容について事業者からの説明がございます。委員の皆様には限られた時間ではございますが、専門的な見地から忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、審議会の開催に当たりまして私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○和田係長 続きまして、本日もご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。

会長、埼玉大学名誉教授、永澤明様です。

○永澤会長 永澤です。よろしくお願いいたします。

○和田係長 副会長、一般財団法人小林理学研究所理事長、山本貢平様です。

○山本副会長 山本です。よろしくお願いいたします。

○和田係長 埼玉大学大学院准教授、小嶋文様です。

○小嶋委員 小嶋文と申します。よろしくお願いいたします。

○和田係長 清泉女子大学教授、篠原厚子様です。

○篠原委員 篠原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○和田係長 埼玉大学大学院教授、日原由香子様です。

○日原委員 日原です。よろしくお願いいたします。

○和田係長 埼玉大学大学院准教授、藤野毅様です。

○藤野委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○和田係長 埼玉県環境科学国際センター研究所長、村上正吾様です。

○村上委員 村上です。よろしくお願いいたします。

○和田係長 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会理事、渡辺季之様です。

○渡辺（季）委員 渡辺季之です。よろしくお願いいたします。

○和田係長 なお、岩崎久雄委員、王青躍委員、窪田陽一委員、金子律子委員、四ノ宮美保委員、増田幸宏委員、渡辺愛子委員につきましては、ご都合により本日欠席でございます。

さて、審議会規則第3条第2項では、審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと規定されておりますが、本日の審議会は委員総数15名のうち過半数の8名のご出席をいただいておりますので、本審議会は成立していることをここにご報告いたします。

続きまして、本日も審議いただきます荒川第二・三調節池事業の事業者及び関係者をご紹介します。

まず、事業者でございます。国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所より、藤本雄介所長。

○藤本所長 藤本でございます。よろしくお願いいたします。

○和田係長 荒木茂副所長。

- 荒木副所長 荒木でございます。よろしくお願いいたします。
- 和田係長 坂本守室長。
- 坂本室長 坂本と申します。よろしくお願いいたします。
- 和田係長 成田義則河川環境課長。
- 成田課長 成田と申します。よろしくお願いいたします。
- 和田係長 田代拓係長。
- 田代係長 田代と申します。よろしくお願いいたします。
- 和田係長 国土交通省関東地方整備局河川部より、松本充弘係長。
- 松本係長 お願いいたします。
- 和田係長 続きまして、コンサルタント会社の紹介につきましては、事業者からお願いいたします。
- 成田課長 本事業の環境影響評価に関する調査検討を日本工営株式会社のほうに委託しております。

本日、出席させていただいておりますので、ご紹介いたします。

環境部、秋本専門部長です。

- 秋本部長 秋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 成田課長 同じく小口課長補佐。
- 小口課長補佐 小口と申します。よろしくお願いいたします。
- 成田課長 同じく中央研究所、藤村課長補佐です。
- 藤村課長補佐 藤村でございます。よろしくお願いいたします。
- 成田課長 コンサルタント会社の紹介につきましては、以上でございます。
- 和田係長 ありがとうございます。

なお、事務局の紹介につきましては、資料1、表面にあります出席者名簿をもってかえさせていただきます。

それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。それから次第の裏に本日の資料一覧を記載しております。

資料1といたしまして、第30回さいたま市環境影響評価技術審議会出席者名簿及び座席図。

資料2といたしまして、さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿、第8期。

資料3といたしまして、対象事業の概要及び環境影響評価手続状況。

資料4といたしまして、さいたま市環境影響評価技術審議会委員会委員名簿。

資料5といたしまして、荒川第二・三調節池事業環境影響評価調査計画書に関するさいたま市環境影響評価技術審議会委員会意見。

それに加えて、本日配付させていただいております事業者のほうからホチキスどめで荒川第二・三調節池事業、さいたま市環境影響評価技術審議会、調査計画書の説明、令和元年7月ということで、A4の縦のホチキス留めがございます。

そのほか委員の皆様には、荒川第二・三調節池事業、環境影響評価調査計画書とその要約書、参考としまして、さいたま市環境影響評価条例集と技術指針手引を配付しております。

お手元の資料は過不足等ございませんでしょうか。何かございましたら、事務局までお申しつけください。

(発言なし)

○和田係長 それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定により議長となります永澤会長に議事を進行していただきたいと思っております。

会長、よろしく願いいたします。

○尾崎主任 本日の審議会は傍聴希望者がおります。

○永澤会長 それでは会議を公開するか、非公開にするかということに関して、事務局からご説明ください。

○尾崎主任 さいたま市環境対策課の尾崎と申します。

本審議会は、「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」により、原則公開となっております。ただし、同要綱の規定により、次の事項に該当または該当するおそれがあると認めるときは、会議の全部または一部を非公開とすることができます。さいたま市情報公開条例で定める不開示情報に該当する事項について審議し、または意見を聴取する場合、会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合となっております。

会議の公開、非公開の判断は、会長が当審議会に諮って決定するものとなっております。

以上です。

○永澤会長 ありがとうございました。

本日の審議会は、特に非公開とする理由はないと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○永澤会長 それでは、公開としますので、傍聴希望の方をお呼びください。

(傍聴者入室)

○永澤会長 それでは、傍聴の方に注意事項を申し上げます。

会議の開催中は、静粛に傍聴していただくようお願いいたします。傍聴の方は意見を述べたり質問をしたりすることはできません。また、会議の録画、録音はご遠慮ください。写真を撮影される場合は、議事の冒頭のみ許可いたします。

以上の注意事項に反した場合は退室していただくこともありますので、ご了承ください。

では、傍聴の方にお伺いします。写真撮影のご希望はございますか。

(はい)

○永澤会長 それでは、お願いします。

(写真撮影)

○永澤会長 よろしいでしょうか。

では、議事に移ります。

議事の1、荒川第二・第三調節池事業環境影響評価調査計画書についてということの手続状況について事務局からご説明ください。

○尾崎主任 荒川第二・三調節池事業の環境影響評価手続についてご説明いたします。

資料3を皆様ごらんください。

本日審議される荒川第二・三調節池事業は、国土交通省関東地方整備局の実施する事業です。

この事業は、さいたま市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価が実施されることとなります。対象事業の種類は調節池の設置、事業の規模は、約760ヘクタールです。事業の実施区域は、荒川河川敷の周囲堤の堤外で、関係地域は、事業の実施区域から半径1.5キロメートルの範囲にあります。

この調査計画書は平成31年4月3日に受理しました。この図書の縦覧は令和元年5月7日から6月7日まで行われ、意見書の提出期間は6月21日までとなっております。この審議会の開催に先立ち、第1回委員会を令和元年5月29日に開催し、本日7月1日に技術審議会を開催しております。意見書の概要の報告については間もなく行われる予定で、この意見書概要報告を受けた日から2カ月以内に市長意見をお渡しすることとなります。

調査計画書等の概要につきましては、事業者であります国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所様からご説明いただきます。

それでは、よろしく申し上げます。

○藤本所長 改めまして、私、荒川上流河川事務所事務局長をしております藤本でございます。

す。よろしくお願いいたします。

本日は、我々が行います荒川第二・三調節池事業に係る環境影響評価調査計画書を対象としましたさいたま市環境影響評価技術審議会の開催並びにご出席を賜りましてありがとうございます。

また、平素より我々荒川上流河川事務所の行う取り組みに関しまして、ご理解、ご協力を賜っておりまして、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

この荒川第二・三調節池事業は、荒川の堤防と堤防の間に挟まれました川の中の空間を活用いたしまして、現状の河川敷の利活用等はできる限り現状を継続しつつも、大規模な洪水が発生した際には、一時的に洪水を貯めまして、下流へ流れる洪水の量を減らす調節池をつくるという事業となっております。

昨今、雨が激甚化、集中化する中、荒川の抜本的な治水安全度向上のための防災、減災事業でございまして、法定計画である河川整備計画にも位置づけられております非常に重要な事業となっております。

環境影響評価の手続を通しまして、事業の実施に伴う環境への影響をできる限り少なくしていきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、調査計画書の概要につきまして副所長の荒木及び河川環境課長の成田より説明させていただきます。

○荒木副所長 改めまして、荒川上流河川事務所、荒木でございます。よろしくお願いいたします。

第二・第三調節池事業の調査計画書につきまして説明させていただきます。

説明に当たっては、前方にスクリーンがございますけれども、こちらに映しております資料について説明させていただきますので、お手元の資料と併せてごらんいただければと思います。

それでは、すみません。着座にて進めさせていただきます。

本日、説明させていただく内容になりますけれども、最初に事業の概要について説明させていただきます。その後、環境影響評価の調査項目、調査方法、環境の保全についての配慮事項について説明させていただきます。

それではまず、事業の概要について説明させていただきます。

荒川についてですけれども、荒川は秩父の山を源としまして、埼玉県を通り、東京都を流れ下って東京湾に流下する河川となっております。流域内には日本の人口の約8%が集中する、大変重要な河川となっております。

特徴としましては非常に広い河川敷を有しているということになります。今回はこの河川敷

を利用して調節池を建設するものです。

資料のほうについてありますけれども、右上に図面がありますが、これが荒川になります。この事業は下流、羽根倉橋から上流の開平橋の間で事業を実施するものになります。荒川は左から右に向かって流れていまして、上流から第三調節池、第二調節池となっております。

なお、羽根倉橋下流には既に第一調節池が完成しております。

今回の事業ですけれども、平成30年度に採択されておまして、令和12年度までの13年間で予定しております。

事業の効果といたしましては、右下にありますけれども、ある地点で決壊したということ想定して、今回の調節池が完成したということと比較しますと、約99万人の浸水人口の軽減を図ることができるという試算をしております。

それでは、もう少し詳細な図面で説明させていただきます。

まず、荒川ですけれども、先ほどの図面と同様に左から右に流れておまして、第三調節池、第二調節池という形になってございます。

緑色で線が引かれている周囲堤と書かれているものがございまして、こちらは荒川の左岸側の堤防になります。この周囲堤に関しましてはほぼ概成しております。

今回整備しますのは、赤で着色されておりますけれども、広い河川敷の中の通常水が流れている部分と周囲堤の間にさらに新たな堤防をつくりまして、この間を調節池とするというものです。

それとあわせまして、この調節池を仕切る堤防、仕切り堤と呼んでおりますけれども、羽根倉橋のところに1カ所、さらにJR川越線の上流側に1カ所ということで2カ所仕切りをつくりまして、第三調節池、第二調節池をつくっていくものになります。

また、この図の中に書いてありますけれども、囲繞堤の一部を低くしまして、水を取り込む越流堤というものをつくっていきます。また、中に取り込んだ水を排水するための排水門というものをつくっていきます。

なお、これらの施設ですけれども、現在地質調査を初めとした各種調査を行っております。詳細な位置や構造につきましては現在検討中ですが、おおむねこのようなものをつくっていくということをご理解いただければと思います。

こちらは既に完成しております第一調節池になります。ちょうどこの図面の下側にあるのが羽根倉橋となっております。羽根倉橋から下流側は第一調節池となっております。荒川は図の下から上に流れております。図の左側の周囲堤と書いてあるものが荒川の左岸側の堤防、対岸

堤と書いているのが荒川の右岸側の堤防になります。今回つくるものと同じ囲繞堤については、ここの中にちょうど真ん中にあるものが囲繞堤になっておりまして、一部低く切りかいている越流堤というものが存在してございます。

荒川の水位が高くなり、洪水になりますと、この越流堤を水が乗り越えてきて、調節池の中に流れ込むという形になりまして、下流側の荒川の水位を下げるという効果がございます。

こちらは平成19年9月の洪水時の状況になります。通常河川利用されているところに洪水の水が流れ込んだという形になっております。ちょうど先ほど見ていただいた羽根倉橋がこここのところになっております。

なお、調節池に洪水が入った後ですけれども、荒川の水位が下がっていくのとなるべく合わせまして、池の中の水を抜いていきます。先ほど説明しました排水門というのをつくるということで説明させていただきましたけれども、排水門を活用しまして水を抜いていくということになります。第一調節池でいきますと、一番下流側のところに排水門というものがございまして、こういったもので洪水が終わった後、速やかに川の中の水を抜いていくという形になっておりまして、第二、第三調節池では、池の中に水を長くためておくということは想定してございません。

また、第一調節池ですけれども、こちらの写真に彩湖と呼んでおります通常水がたまっている、上水のための施設がございまして。今回の第二、第三調節池では、こういった、普段水をためているという施設をつくる予定はございません。基本的には現在使われております公園ですとか、水田といったところで現在の土地利用を変えることなく、調節池化をしていくということで予定しております。ただし、池の中に入った水を速やかに排水するための排水路ですとか、あと池の中に降った雨を一時的に貯留しておくための初期湛水池というものをつくっていく必要がありますので、こういったものについては、中の一部分を掘削するということが予定をしてございます。

ここまでが調節池事業の概要となっております。

続きまして、本事業ですけれども、冒頭から説明がありますとおり、さいたま市環境影響評価条例に基づく対象事業となっております。

さいたま市の条例では、調節池の設置が対象事業として明記されておりまして、今回の建設地域については、C地域に該当しております。C地域の場合は、改変面積が3ヘクタール以上の改変の場合に該当するとされておりますけれども、今回の調節池事業については、約760ヘクタールの改変ということで、条例に基づくアセスメントの手続に入っております。

続きまして、今回の荒川第二・三調節池事業の工事の計画について説明させていただきます。
現在アセスの手続を行っておりますけれども、工事につきましては令和3年度に着手して、約10年間で予定してございます。

こちらの図の中に、矢印が何本か書かれておりますけれども、こちらにつきましては資材運搬等の車両の走行を予定しているルートを示させていただいております。

なお、このルートですけれども、今後さまざまな調査を行っておりますが、それに基づきまして変更することがありますので、今回想定する中で、ルートについては多めに示させていただいております。

以上が事業の概要になります。

続きまして、環境影響評価の調査等につきまして、河川環境課長の成田より説明させていただきます。

○成田課長 河川環境課長の成田と申します。着座にて説明させていただきます。

まず、本事業の実施に伴う環境影響要因についてです。表に示しますとおり、工事中の影響要因としては、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、掘削を含む堤体等の工事、工事中の道路等の設置工事による影響が想定されます。

供用開始後の影響要因としましては、調節池の存在、供用、放水による影響が生じると想定されます。放水というのは、洪水後に水を排水することを指しております。

なお、本事業では、工事中の道路の付替を実施しないことから、工事中の道路の付替工事、供用後の付替道路の存在・供用については環境影響要因とはしておりません。

また、囲繞堤といった堤体は調節池の一部に含めて扱うことから、供用後の堤体の存在についても環境影響要因とはしておりません。

次に、環境影響評価項目の選定についてです。この表は、環境影響要因と環境影響評価の項目とを示したものです。お手元のあらましの6ページにも記載しております。

基本的な考え方は、さいたま市の技術指針に基づき選定しております。技術指針の評価項目の選定の考え方をもとに、本事業でどの項目が該当するか整理しました。表の縦方向が環境影響評価の項目、横方向が事業による影響要因です。表の中には記号が2つ並んで記載されております。上段の記号が市の技術指針に示されている選定の考え方です。丸が市の技術指針において標準的に選定する項目、三角が事業特性や地域特性により選定する項目となっております。このうち、本事業における選定状況を下段の括弧書きで示しております。二重丸が本事業で選定した項目、バツが選定しなかった項目となっております。

このスライドでは、大気質、騒音・低周波音、振動について示しております。いずれも技術指針で示されている項目を選定しております。

続いて、水質に係る選定状況について示しております。環境影響要因で貯水池及び調節池の存在、供用については、本事業では選定しておりません。

また、放水の生物化学的酸素要求量、または化学的酸素要求量、水温についても選定しておりません。選定しなかった理由につきましては、後ほど説明させていただきます。

続いて、水象及び地象に係る選定状況について示しております。地象について土地の安定性のうち堤体等の工事は本事業では選定しておりません。

一方で、水象について地下水の水位及び水脈及び堤防、水門、堰等の設置については市の技術指針では対象となっておりますけれども、池内の掘削により地下水に影響が出る可能性があるため、本事業では選定することとしております。

続いて、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場の選定状況について示しております。植物の保全すべき植生及び群落と景観の眺望景観のうち、放水は本事業では選定しませんでした。

続いて、史跡、文化財、廃棄物等、温室効果ガス等、コミュニティの選定状況について示しております。いずれも技術指針で示された項目を選定しております。

最後に、地域交通の選定状況について示しております。いずれも技術指針で示された項目を選定しております。

ここで、選定しなかった項目について、その理由を説明いたします。

お手元のあらましのほうでは10ページにも記載しております。

まず、水質についてです。水質の項目に関して今回整備する調節池は、出水時の一時的な貯留のみであり、ふだんから水をためておく施設は整備しないことから、基本的に存在、供用による水質への影響はないと考えております。このため、生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素及びリン、水温、溶存酸素量については評価項目として選定しないこととしました。

続いて、地象のうち土地の安定性については、今回の事業実施区域には、地すべり地形等の不安定な地形はなく、囲繞堤は安定勾配で造成することから、土地の安定性に対する影響は想定されないため、選定しないこととしております。

植物のうち植生及び群落への放水による影響については、放水による影響が想定される保存すべき群落は確認されていないことから選定しないこととしております。

さらに、景観について、放水は出水時に実施するものであり、景観に対する影響は一時的なものであるため、放水に伴う影響は評価しないこととしております。

以上が環境影響評価の調査項目の説明となります。

続いて対象とした環境影響評価項目について、項目ごとに調査方法等を説明いたします。

各項目とも基本的に市の技術指針の手引に基づいて設定しています。お手元のあらましでは、11ページから15ページにも記載しております。

まず、大気質について説明いたします。大気質の状況として、現況の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じんについて現地調査を実施いたします。また、工事による影響を算出するため、気象の状況として風向、風速等に関する調査も実施いたします。大気質の予測は建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行等に伴う大気質の影響を予測評価します。予測方法としては、大気拡散式等を用いて行います。

次に、騒音についてです。騒音の状況として、一般環境騒音、道路交通騒音について現地調査を実施します。また工事による影響を算出するため、道路交通の状況として、道路の構造、交通量等に関する調査も実施いたします。騒音の予測は、建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行等に伴う騒音の影響を予測、評価いたします。予測方法としては、音の伝搬理論に基づき式等を用いて行います。

次に、振動についてです。振動の状況として、一般環境振動、道路交通振動について現地調査を実施します。また工事による影響を算出するため、道路交通の状況として道路の構造、地盤卓越振動数等に関する調査も実施いたします。振動の予測は、建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行等に伴う振動の影響を予測評価いたします。予測方法としては、振動の伝搬理論に基づく式等を用いて行います。

次に、水質についてです。公共用水域の水質の状況として、SS、pHについて現地調査を実施いたします。また水象の状況として河川の流量等に関する調査も実施いたします。水質の予測は、堤体等の工事や放水に伴う水質への影響を予測評価いたします。予測方法としては施行計画及び環境保全措置の内容を考慮し、定量的に予測を行います。

次に、水象についてです。河川の状況として、流量、水位について現地調査を実施します。また堤防、水門、堰等の施設の状況として堤防、水門、堰等の施設に関する調査も実施いたします。水象の予測は堤体等の工事や調節池の存在、供用に伴う水象への影響を予測、評価します。予測方法としては三次元地下水流動解析等を用いて行います。

次に、動物についてです。動物相の状況として、哺乳類、鳥類、魚類等について現地調査を

実施します。現地調査としては、現地踏査やトラップによる捕獲調査等により、各分野、群ごとに事業実施区域内に生息する動物の種類等を把握いたします。また保護すべき種の状況として、動物相の状況で確認された種のうち、レッドデータブックに記載されている希少種等について生息環境等を調査いたします。動物の予測は工事に伴う土地の改変、供用開始後の冠水頻度の変化や濁水の発生等による動物に対する影響を予測評価いたします。予測方法としては、事業計画と調査結果の重ね合わせ等により行います。

次に、植物についてです。種及び植物相の特徴、植生の構造、保全すべき種及び群落の状況、緑の量等について調査を行います。種及び植物相の特徴では、事業実施区域内及びその周辺の植物群落の分布や組成を把握します。保全すべき種及び群落の状況では、種及び植物相の特徴で確認された種のうち、レッドデータブックに記載されている希少種など、保全すべき種の分布や個体数を把握いたします。また、原生林や郷土景観を代表する植物群落など、保全すべき群落についても分布等を把握いたします。緑の量は緑被率、緑視率を指標として写真撮影等により把握します。植物の予測は工事に伴う土地の改変、供用開始後の冠水頻度の変化や濁水の発生等による植物の影響を予測評価します。予測方法としては、事業計画と調査結果の重ね合わせ等により行います。

なお、今回の事業実施区域内でサクラソウ群落は確認されておきませんが、今後現地調査結果に基づき、保全すべき種を抽出し、工事や施設の存在、供用による影響の予測評価を行ってまいります。

次に、生態系についてです。生態系では、動物、植物等の調査結果に基づき、環境単位の区分の設定を行います。その環境区分を考慮し、上位性、典型性、特殊性といった観点で着目種を抽出し、それらの着目種について生息、生育環境などを把握します。生態系の予測は、工事に伴う土地の改変等による生態系の影響を予測評価いたします。予測方法としては、事業計画と調査結果の重ね合わせ等により行います。

次に、景観についてです。調査は景観資源及び主要な眺望景観について現地調査を実施します。景観の予測は調節池の存在・供用による景観資源や主要な眺望景観への影響を予測評価します。予測方法としては、景観資源については事業計画との重ね合わせ、主要な眺望景観についてはフォトモンタージュの作成により行います。

次に、自然とのふれあいの場についてです。調査は自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等、自然とのふれあいの場の利用状況や交通手段について現地調査を実施します。自然とのふれあいの場の予測は、建設機械の稼働や資材運搬等の車両走行に伴う自然とのふれ

あいの場合への影響を予測評価します。予測方法としては、工事中については大気質、騒音、振動、地域交通等の予測結果を踏まえて予測を行い、供用後については事業計画との重ね合わせにより行います。

次に、史跡、文化財についてです。基本的に調査は既存資料の整理、解析によりますが、指定文化財等の特徴及び雰囲気構成している要素の状況については、写真撮影等を実施します。史跡、文化財の予測は、調節池の存在、供用による指定文化財等や埋蔵文化財包蔵地の影響を予測評価します。予測方法としては、事業計画と指定文化財等の位置の重ね合わせ等により行います。

なお、埋蔵文化財包蔵地については、埼玉県教育委員会に照会を行い、集落跡、古墳等の存在と埋蔵文化財の所在が不明で試掘が必要な地域の情報を提供いただいております。本アセスメントにおいては、埼玉県教育委員会から提供いただいた情報に基づき、既知の埋蔵文化財を対象に事業実施による影響について検討を行い、その結果を準備書段階で取りまとめる考えであります。

また、文化財保護法に基づく対応は、工事着手までの間に文化財保護法の規定による手続きを行い、発掘調査及び試掘調査を実施する予定です。

次に、廃棄物等についてです。基本的に調査は既存資料の整理、解析になります。廃棄物等の予測は堤体等の工事等に伴い発生する廃棄物等の影響を予測評価します。予測方法等としては、工事計画等に基づき廃棄物等の発生量や再生利用の状況等を予測します。

次に、温室効果ガス等についてです。基本的に調査は既存資料の整理解析によります。温室効果ガス等の予測は、建設機械の稼働や資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響を予測評価します。予測方法としては地球温暖化係数と温室効果ガスの原単位を用い、二酸化炭素排出量等を予測します。

次に、コミュニティです。基本的に調査は既存資料の整理、解析によります。コミュニティの予測は建設機械の稼働や調節池の存在・供用に伴うコミュニティへの影響を予測評価します。予測方法としては、工事中については大気質、騒音、地域交通等の予測結果を踏まえて予測を行い、供用後については調節池の形状等を踏まえて利用環境の変化の程度を予測します。

次に、地域交通です。自動車交通等の状況として、交差点方向別交通量、渋滞長、信号現示について現地の調査を実施します。また、工事による影響を算出するため、道路の状況として道路の分布、道路の構造等に関する調査も実施いたします。地域交通の予測は、資材運搬等の車両の走行等に伴う交通量や主要交差点における交通処理状況等の変化を予測評価します。ま

た、主要なバス路線の本数、走行時間の変化を予測、評価するほか、歩行者、自転車交通について交通事故等の状況の変化も予測評価します。予測方法としては、工事中基礎交通量に資材運搬等の車両による交通量を付加させ工事中の交通量を予測します。

続いて、項目ごとの調査地点について説明いたします。

調査地点の設定に当たっては、基本的に市の技術指針に示されている考え方にに基づき調査地域を代表する点等を選定しております。お手元のあらまし16ページから43ページにも記載しております。

時間の関係で代表的な項目について説明させていただきます。

スライドで示している図は、大気質の現地調査の地点です。左の図が一般環境、右の図が沿道環境の調査地点です。大気質の現地調査はごらんの着色した調査地点で実施しますが、着色していない調査地点は気象の現地調査地点です。左の図の一般環境の大気質では、第三調節池の西貝塚環境センター付近、第二調節池の浦和北高校付近の計2カ所を調査地点として選定しています。各地点を選定した理由としては、第二・第三調節池及びこの周辺において、工場や自動車の排気ガス等の人為的な影響は想定されないことから、調査地点として選定しております。

なお、大宮国際ゴルフ場、健保組合運動場付近については風向、風速等の気象調査の調査地点として選定しております。

右の図の沿道環境の大気質では、第三調節池の開平橋左岸側付近、高木バス停付近、第二調節池の警察機動センター付近、大宮カントリークラブハウス付近、羽根倉橋東交差点付近の計5カ所を選定しています。各地点を選定した理由としては、第二・第三調節池の事業実施区域に出入りする工事用車両の主な走行ルート上の地点を選定しております。

なお、ここで示している工事用車両の走行ルートは、現在の調査計画書時点の計画で、今後変更する可能性があります。

次に、騒音の現地調査地点を示しております。左の図が一般環境、右の図が沿道環境の調査地点です。現地調査はごらんの調査地点で実施します。左の図の一般環境の騒音では、第三調節池の埼玉県総合リハビリテーションセンター付近、宝来地区、第二調節池の浦和北高校付近、計3カ所を調査地点として選定しております。各地点を選定した理由としては、第二・第三調節池に接近し、住宅地等の保全対象となる施設が近傍に位置すること、また特殊な騒音源が周辺にないことから、調査地点として選定しております。

右の図の道路交通の騒音では、第三調節池の開平橋交差点付近、工業団地入口交差点付近、

宝来地区沿道、上江橋左岸付近、高木バス停付近、第二調節池の警察機動センター付近、治水橋西付近交差点付近、荒川総合運動公園付近、羽根倉橋東交差点付近を選定しています。各地点を選定した理由としては、第二・第三調節池の事業実施区域内に出入りする工事用車両の主な走行ルート上の地点を選定しております。

なお、振動については、騒音と同じ地点で調査を実施いたします。

次に、動物の現地調査地点及び調査ルートを示しております。ここでは哺乳類の調査地点及びルートを示します。図の中の赤い実線が事業実施区域で、その外の赤い点線が調査地域です。動植物の項目については、対象事業実施区域及びその周辺の状況を的確に把握できるよう、分類群ごとに生息環境を網羅するよう調査ルート等を設定しております。

なお、今回の事業では地内の一部を掘削することから、掘削に伴う地下水位の変化が生じる可能性がある地域を調査地域に含めております。

事業実施区域外で調査範囲としている調査範囲を茶色の実線で示しております。地下水位の変化の可能性がある地域の中で住宅化しておらず、動植物の生息、生育環境となっていると想定される公園や川沿いの範囲などを選定しております。このほか鳥類、両生類、爬虫類などの各動物についても生物の生態に応じて踏査ルートや調査地点を設定しておりますが、調査地域の考え方は哺乳類と同様でございます。

次に、本事業における環境保全についての配慮事項について説明いたします。お手元のあられまし44から46ページにも記載しております。

環境配慮の基本方針として、事業計画は地元住民の意見に配慮し、環境と調和のとれた計画とすることとしております。また、地域環境への影響を最小限にできるよう自然環境との調和、地域環境の保全、廃棄物の削減に関する配慮事項を挙げております。

このほか、今後事業計画の熟度により配慮していく事項として動物、植物へのさらなる配慮と大気汚染、騒音、振動、水質汚濁等の防止に関する配慮事項を挙げております。

動物、植物へのさらなる配慮では、猛禽類を含めた希少動植物の生息、生育環境への影響を低減させるため、それらを保全すべきエリアとして位置づけ、掘削等を可能な限り抑制すること等を挙げております。

大気汚染、騒音、振動、水質汚濁等の防止では、効率的な車両の運行、管理により、車両走行の集中化を避ける、建設機械の集中稼働を避ける、沈砂池の設置などを挙げております。

以上で調査計画書の概要に関する説明を終わります。

○永澤会長 ありがとうございます。

それでは、次に、委員会意見の報告に移ります。

委員会での審議結果に関して委員長を務めていただきました村上先生からご報告をお願いいたします。

○村上委員 それでは、さいたま市環境影響評価委員会での審議結果につきまして私のほうからご報告いたします。

お手元の資料の4、委員の名簿並びに資料5の委員会意見をごらんいただければと思います。

まず、資料4は、委員の方々ですけれども、第1回の委員会を5月29日に開催いたしました。その際、篠原先生にはご都合でご欠席されましたけれども、後ほど書面にてご意見をいただいておりますので、それも拝見させていただいて委員会意見を作成させていただいております。

それで、委員会の後、実際に、現地に赴きまして、現地の視察を実施したということがございます。

それでは、資料の5を見ていただきたいと思います。委員会意見といたしまして、さいたま市環境影響評価技術審議会から付議されました荒川第二・三調節池事業影響評価調査計画書についてですね、令和元年5月29日、当委員会において審議しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、1番目が、対象事業の目的及び概要を書いてあります。1ポツが、人口、資産が高密度に集積している地域である埼玉県南部及び東京都区間沿線の荒川流域と東京都と埼玉県にまたがる荒川の治水安全度向上のための抜本的な対策として広い高水敷を活用した調節池の整備を行う。

2ポツ、川の中に囲繞堤を新設し、その上下流端を既設堤防に接続して、高水敷を調節化するもの、また囲繞堤の一部に高さを抑えた越流堤を設け、河川水位の上昇により越流堤から洪水が取り込まれ、洪水調節を行う。

3ポツ、当該事業では、第一調節池と同様に、主な施設として囲繞堤、越流堤、排水門を設けることにより洪水調節を行う。また、目的は治水のみであり、第一調節池における彩湖のような水道用水確保を目的とした貯水池は造らないということがございます。

4ポツが現況の土地利用にできるだけ影響しないように堤防等の施設整備を行う予定ということがございます。

次に、事業者側の調査方法に関して委員会の意見を付議、申し述べたいと思います。

委員会での委員からのご意見、それから視察結果に基づいたものがございます。

まず、1番目が大気質、自動車や建設機械作動時に排出されるのは主に一酸化窒素であり、

時間とともに酸化されて二酸化窒素に変化することから、時間的な要素も含めて評価できるため、大気質の状況調査時に二酸化窒素と同時に一酸化窒素濃度のデータをとるのが望ましいということでございます。

騒音につきましては次のとおりです。1 ポツ、堤体工事（掘削を含む）の建設工事用機械の稼働に伴う騒音について、工事期間が長期にわたるため、事業区域周辺の住民地区に対して騒音に係る環境基準でも予測評価するのが望ましい。

2 ポツ、車両の騒音について、資材運搬車両等の大型車の交通量を考慮して、予測評価を行うことが望ましいということでございます。

水質、水象につきましては、現在の水に浸っている頻度はおおむね2から3年に一度、高水敷まで浸水する規模の出水がある。今までは、仕切る堤防がなかったところに、仕切る堤防、すなわち囲繞堤ができ、越流堤の高さによってはこれまでより非冠水期間が長くなるあるいは冠水頻度が減る。また、高水敷の冠水面積が変化すると思われる。水質、水象の予測評価においては、事業の実施による冠水状況の変化を考慮すること。

動物、植物、生態系につきましては、調節池をつくると、囲繞堤などができてくることや土地利用の変化、仕切りができることで冠水状況、頻度、面積等が変化することなどにより、生態系への影響、攪乱がこれまでより変化する可能性がある。そういった影響を十分考慮して予測評価を行うことが望ましい。

その他の事項といたしましては、事業地は多岐にわたる土地利用がされているため、利用者の受ける環境影響についても配慮することが望ましいということで、委員会での皆様方のご意見あるいは視察結果をまとめさせていただきました。

以上でございます。

○永澤会長 ありがとうございます。

ほかの委員の先生から何か補足のご意見はございますか。よろしいですか。どうぞ。

○山本副会長 現地をご案内いただきましていろいろありがとうございました。

それで、騒音については当日も申し上げたんですけども、補足説明をさせていただきます。環境影響評価法に基づいて、基本的事項というのが決められています。建設工事用機械の稼働に伴う大気環境については、通常は規制法でもって評価するんですけども、この場合は13年という非常に長期にわたって工事が実施されるということですので、その基本的事項の中にも書かれているように、その環境要素に環境基準が存在するならば、その基準で評価することということになっています。騒音の最初のほうの意見はそれに基づく意見だということだとご理

解いただければと思います。

それで、加えてですね、先ほど調査地点をご紹介いただいたときに浦和北高校が工事区間と
いますか、敷地、事業実施地域に隣接していました。前回、指摘するのを忘れていたんです
けれども、建設工事用機械の稼働に伴う騒音が学校の授業に影響を及ぼさないということも考
えておかなければならないということです。実際に影響を及ぼすかどうかは、今の時点では全
くわからなくて、もしかしたらないかもしれないんです。学校保健安全法に基づく学校環境衛
生基準というのがあるんですけども、そこに基づいて教室の中でですね、授業をするときに
窓をあけた状態あるいは窓を閉じた状態でこれぐらいの騒音レベル以下になるようにするの
が望ましいということになっています。これを評価基準にして学校の教育活動に支障を及ぼさ
ないということが証明できれば、一番いいかなと思います。

何しろ13年かかるということですので、事業者としては、一応頭の隅に入れておいたほうが
よいと思います。

それから、その下の車両の騒音についてのところですが、当日いろいろ質問させていただきました。
囲繞堤をつくるためには土を運び込む、それから現地でも土を調達するということが、
お伺いしました。コンクリートで固める水門もあるので、基本的には必要な土の量であるとか、
必要なコンクリートの量に従って、必要な大型車の台数というのが決まってくると思います。
これを13年ですから、非常に長いんですけども、それを振り分けつつ、最盛期を設定する
とか、どういうルートに集中するとか、そういうものをやはり十分勘案の上、予測評価をして
いただきたいという。そういう意味の意見となっていることを改めて確認させていただきました。
○永澤会長 ありがとうございました。

ほかの委員の先生から何か補足のご意見ございますか。では、皆様から。

○藤野委員 調査計画書の説明を聞きまして、3点ほどあります。

まずは、水質の予測方法、評価方法、28ページなんですけれども、特に供用後の放水に伴う
浮遊物質の量の変化の程度という予測事項とあるのですが、恐らくこれまでの環境アセスで出
てくる浮遊物質というのは、細かい流砂が主な対象だったかと思います。要は無機物だった
と思うんですね。今回のような1回、自然の状態の中を水で囲って、排水しますといったとき
に、結構な有機物が流れるんじゃないかと。自然の有機物が流れるんじゃないかと。そうなる
と、結局その量が予測は非常に難しいんですけども、仮に有機物を非常に多く含んだものが
河川に流れるということは、下流側に泥がたまって、溶存酸素が減ってというふうに単に水質
の問題じゃなくて、もっといろいろな問題に波及してくるんじゃないかというふうな悪いシナ

リオも考えられるんじゃないかと。

供用後に、放水するという放水の仕方なり、有機物というか、浮遊物質をトラップするような方法だったとか、そういうことをきちんと計画されているかというところが1つ知りたいところですね。

とりあえず、質問なんですけれども、続けて、動物、植物、生態系の評価というのは、これはまた非常に難しいところだと思うんですが、第一調節池で同様な事業を既にやっているわけですから、その後の事後評価でどうなったのかとかですね、そういった情報がちゃんと公開されているのかということと。第一調節池の規模だけなら問題なかったけれども、これが第二、第三とずっとこう長くなって、川をちょっと分断するような形になるわけですから、分断というか、囲いをつくっていきますので、その影響というものを、第一調節池をやった経験をうまく参考にしながらやっていただきたいというふうに思ったことが2点目ですね。

あと、その他のですね、多岐にわたる土地利用で利用者の受ける環境影響ということで、私がちょっと申し上げたいのは、自然のふれあいの場というのがありますね。この荒川というのはいろいろな生物の多様性も高いし、いろいろな触れ合いの仕方がさまざま非常にいろいろな方がいろいろな形で触れ合っている場所であると。それで現地調査、聞き取りをやるということなんですけれども、影響が大きいかどうかという程度は私もわからないんですけれども、ふだん触れ合っている人にとっては、いろんな角度でやはり影響が大きいというふうに思われる方が大勢いらっしゃるかと思いますので、うまくそういう方々との意見交換といいますか、そういった考え方なんかはよく取り入れていただきたいというふうに思いました。

以上でございます。

○永澤会長 ありがとうございます。

既に計画書についての一般的なご意見をいただいたということですが、今、藤野先生から3点ご質問いただいたんですけれども、水質に関して自然の貯水したときに放水するまでの時間とか何かに天候とかによるんでしょうけれども、その間に中にたまった水の中で生成した有機物についてはどういうふうに考えておられるかということがまず第1点だと思いますが、その点についてはいかがですか。

○荒木副所長 すみません、1点目ですけれども、有機物が入った洪水の水を取り入れることによって要は溶存酸素が減るとかそういった話ではないのですか。

○藤野委員 つまり水がたまった、第二、第三というのは自然の中のフィールドに水がたまると、それを放水するときにさまざまな有機物が一緒に川に流出するんじゃないかと。だから、

浮遊物質という定義が単に浮遊物質というと、大体基本的に土砂のことを考えているんじゃないかと思うんですけれども。

○荒木副所長 土砂は当然まじった土が流入してくると思いますけれども、基本的には今でも、河川敷については洪水になりますと浸水するという場所になっておりますので、そこを仕切っておりますけれども、洪水になったら水が入ってくるということは現状と変わらない。ただ、頻度が少なくなるのではないかと考えておりますので、基本的には洪水で入ってきた水をそのまま荒川に戻すということになると考えております。

○永澤会長 しかし、頻度は少なくなるけれども、水がその場所に水がたまっている時期は延びるわけですね。

○荒木副所長 まだそこは今検討中なんですけれども、そんなに大きく延びるということはないと考えております。

○永澤会長 そうですか。今までとはあまり変わらない。

○荒木副所長 基本的には荒川の水位が下がるのとあわせて排水する予定としておりますので、全然変わらないかというところですね、そこを今検討しておりますので、若干どうなるかというところはここではお答えできないんですけれども、極力変わらないような運用をしたいと思っております。

○永澤会長 19年の洪水のときに第一調節池では実際どういうことが起きたんですか。

○荒木副所長 ちょっと私19年のときにいなかったもので、想定でしか答えられませんけれども、そんなたくさんの量の水が入っているわけではございませんので、そんなに影響はなかったのかですね、影響ないんじゃないかと思っております。

○永澤会長 よろしいですか。

それから、2番目のご質問に関しては、動物、植物に関しては、やはりこれまで第一調節池でどうだったかという事後評価に関するものは生かされているかという、ご質問だったと思います。

○荒木副所長 第一調節池については、アセス的な手続を行っておりませんので、事後評価というのを行っていませんね。今回も、さいたま市の条例にかかっている部分で調査をしておりますけれども、もともと国ですとか、県のアセスといったところにはかかってきていないものです。昭和の後半に事業が始まっていますので、アセスの手続があったかどうかということもありますけれども、そういった意味では事後評価というのは行っておりません。ただ現地は自然地のようなところもつくっておりますし、動植物もキジとかも自生しておりますし、

そのまま残っていると。残すべきところは残っているというふうに考えております。

○永澤会長 それから、最後のところですが、自然とのふれあいに関して周辺の方々とどういう話ができているかということだと思いますが、その点に関してはいかがですか。あの地域、恐らく公園だとか、自動車教習所だとかいろいろなものがあると思います。

○荒木副所長 当然耕作地ですとか、教習所、運動場、あといろんなところの施設がありますけれども、基本的には事業が始まったということのお話をさせていただいておまして、まだ具体のところは決まっておりませんので、そういったものについては今後説明していきますということで、基本的な利用者の方々には了解を得ております。

○永澤会長 ありがとうございます。

ほかにご意見などありますか。日原先生お願いします。

○日原委員 この前、見学に連れて行っていただいて、周囲堤のほうから圍繞堤側、その工事の区域のほうを見ますと非常に距離があって、全然川が見えないぐらい広くて、ここで多分振動とか、騒音があってもそんなに影響しないかなと思って見ていたんですけども、今日このマップを見て気がついたんですけども、実は川越市側のほうがよりもっとずっと近いというか、もしかして民家が、川は隔てていますが、近いところに何かあるんじゃないかという気がちょっと航空写真とか見ていて思ったんです。騒音とか振動の調査地域が西区側というか、こっちのほうに集中しているように思うんですけども、川越市側のほうにもうちちょっとそういう地点を設けなくても大丈夫なのかなというふうに感じたんですけども、それはいかがなんでしょう。この航空写真を、地図がすごく薄くてわからないんですけども、何か家が近くに意外とあるような気がするんですけども、ただ西区側だと河川敷が広くて、ほとんど何もないから大丈夫かなと思って、前回は見ていたんですけども、その点はいかがでしょう。

○田代係長 すみません。騒音、振動の調査地点につきましては、まず、一般環境のほうにつきましては、地域を代表するような地点ということで、特定の発生源がないような箇所を代表地点として選んでおりますので、同様の地域の状況であれば、そちらを代表として使うということで考えております。沿道環境のほうにつきましては、工事用車両の出入りが想定される出入口から車両が出まして、その後いろんな方向に分散してまいります、その方向が分散する前の集中するような交差点等で調査を実施するというので今のところ考えてございます。

○日原委員 圍繞堤との近さという点で考えると、川越市側のほうが近いところが多いんじゃないかなというふうに見えたので、実際に工事がなされるところからの距離として考えると、

ちょっとよくわからないんですけども。挟んでいるからそれほど影響がないという、そういうあれなんですか、距離は近くても。

○荒木副所長 おっしゃるとおりですね、今回、囲繞堤をつくるどころから見ますと、実際には川越市側のほうが近くなっておりますけれども、それでもですね、荒川を挟みまして、さらに先日見ていただいた堤防、高いところでは約10メートルの堤防があるんですけども、それを挟んで住宅があるということで、基本的にはそんなに大きな影響は発生しないだろうというように考えております。

○永澤会長 今の件に関しては、環境の問題でもないのかもしれませんが、囲繞堤は高さどれぐらいになるんですか。つまり今まで自由に水がこちら側へあふれていたわけですよ、洪水になると。そこへ堤防をつくって越流堤は低いんだけど、本当の川の水位が結構上がる場合があって、そうすると一番影響を受けるのは対岸の堤防なんじゃないですか。

○荒木副所長 すみません。囲繞堤の堤防の大きさについては、まだ検討中ございまして、どのくらいの高さ、幅というところはお答えできないんですけども、対岸の堤防につきましては、左岸側の堤防と同様な整備をしております、十分、今回の池の整備を見越した整備を既に終わらせておりますので、基本的には危険はないと考えております。

○永澤会長 そうですか。

ほかに。ご意見やご質問は。

○村上委員 今回は冠水頻度であるとか、冠水の期間であるとか、そういった冠水のところで将来の予測というのが重要だろうということで、水質、水象とか生態系について書かせていただいたんですけども、この予測評価というところですね、これを書いた時点ではどちらかという事業計画が定まったときに、どの程度の冠水頻度にするとかあるいは越流堤の高さを決めてどういう運用をするか、そういったことで予測を将来的にするんだらうというふうなことを考えていたんです。しかし、さっき所長さんが一番冒頭におっしゃったように、今後雨量の変化が大きく気候変動なんかで変わってくるとか、それから将来のですね、実際に変わってくるだろうということと。そういうふうないろいろな気候モデルであるとかですねあるいは適用策の適用とか、そういったことによって、将来的にはかなり事業のときに計画してきたものよりもいろいろな要素が入って、予測評価が非常に難しくなって、変わってくる可能性があると思うんです。そういったところも将来の生態系の問題であるとか、水質の問題である、そういったところに予測評価というのは取り込まれることは考えられておられるのかというところが1点目の質問です。もう一つはですね、先ほど委員長がおっしゃったように、囲繞堤の高さ

なんですけれども、それが存在することによって、これまで川とそれから高水敷を利用していたような生態系が何らかの影響を受ける可能性があるかないかというふうな検討はされたかどうかと、この2点少し教えていただきたいんですけれども。

○荒木副所長 1点目の気候変動ですけれども、さまざまなご意見もあるとは思いますが、今回については気候変動までは入れておりません。

○成田課長 2点目の件ですけれども、今後準備書の作成の段階で、これから今検討をしたいというふうに思っているところがございます。

○永澤会長 よろしいでしょうか。

○村上委員 はい。

○永澤会長 ほかにございますか。小嶋先生。

○小嶋委員 こちらのあらましの資料のほうの15ページの一番下のところに地域交通の欄を記載いただいているんですけれども、こちらの地域交通の評価方法のところは交差点需要率と混雑度の話だけになってしまっていて、予測や調査の内容には交通安全の観点が入っているんですが、評価のところは消えてしまっているのが気になりました。定性的なものとなるかと思いますが、交通安全のところについては明記していただきたいなという意見です。

以上です。

○永澤会長 いかがでしょうか。あらましの15ページ。

○秋本部長 ご指摘ありがとうございます。コンサルタントでございます。今ご指摘をいただきましたあらましの15ページのところ、ちょっとあらましということもありまして、表現がややはしょってございました。お手元でございます調査計画書の4-62ページに地域交通に係る予測の方法ですが、こちらの一番右にありますとおり、資材運搬等の車両の走行に伴うバスの走行時間の変化の程度について、ごめんなさい、こちらじゃないですね、評価のところですね。評価方法は工事の実施に伴う地域交通への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、また低減されているかどうかで評価をいたしますが、なお、評価項目において指標や指標値を使う場合にはこれらを使いますということで書かさせていただいておりますので、今ご指摘のありました定性的な評価に加えまして、こういった指標でも評価をしますということをちょっと表現としてははしょってしまっておりました。申しわけございません。

○永澤会長 よろしいですか。

○渡辺委員 まず、1点ですが、第二、第三調節池ができることによって、洪水時に砂れきが流れつくことがあって、それが排出時に残ってしまうことがあろうかと思いますが、第一調節

池の事例等から見て、これが残留して例えば乾いて土ぼこりになるとか、そういう事例というのはございますでしょうか。

○成田課長 すみません。第一の状況がちょっとわかりませんが、先ほど副所長がおっしゃったように、現状の洪水と同じ水が越流して入ってくると。それが川の水が下がるのと同様に、同じような感じで流していくということで、先ほどもご説明したように、今と同じ洪水の状況で下げていきたいというふうに思っておりますので、たまるかどうかというのは、現状と余り変わらないものなのかなというふうには思っているんですけども。

○永澤会長 今みたいに囲繞堤がないときに、越流堤から水が入って出口まで行くわけですよ、細長いところを。そうすると、当然下のほうに土がたくさんたまるんじゃないかと思うんですけども、それは違うんですか。今は川から横へ水が入って横へ出ていくので、間に堤防をつくると大分状況が違うような気はしますが、いかがなんでしょうか。

○成田課長 やはり排水門のあたりで最後に水が流れていくときにどんどん減っていきますので、その部分というのは多少そういった堆砂というのはあると思いますけれども。

○永澤会長 どうぞ。よろしいですか。

○渡辺委員 それでは、すみません。ちょっと話題がかわって2点目なんですけれども、この当該地域の中で1点気になるところというか、4-59ですね、本編の。地域交通のところなんですけれども、実はこの間に荒川自転車道というサイクリングロードが通ってしまっていて、具体的には浦和から森林公園までつなぐサイクリングロードになっています。具体的な位置は入間大橋のあたりでは当該箇所よりも右岸側、川越寄りになっています。そしてその後、上江橋を渡って、今度左岸側の周囲堤のところを通るという道になっています。これが通行等で影響を受けるかと思いますが、このあたりの配慮をお願いしたいと思います。

○荒木副所長 自転車道については、今認定されている道路になっておりますので、工事で影響する場合には、代替措置を調整していくという形になります。

○永澤会長 よろしいでしょうか。先生方ほかにもございますか。

篠原先生。

○篠原委員 大気質の測定は、それぞれの運搬車両やそれから設備車両が最大の台数になるときを想定して、そこで測るという話なんですけれども、これ当然両方足したのも同時に動いている場合を考えて、そこも検討していただけるというふうに考えてよろしいですか。

○田代係長 ご指摘のとおり、第二・第三トータルで通行台数が多いときを目標として予測評価を行ってまいりたいと思っております。

○永澤会長 よろしいでしょうか。ほかにご意見、ご質問ございますか。

藤野先生。

○藤野委員 私の最初の有機物の話というのは、外から流れてきたのが一旦囲いの中に入って、それがそのまま出てくるという話ではなくて、水が入ってたまる場所というのは自然状態なわけですから、大小さまざまな有機物があるわけですね。生きているやつも死んでいるやつも。一旦ためてそれを出すということは、一定の流れが生じて、それを外に出すというときに一緒に出てくるということになるわけですね。だから、それで浮遊物質というふうに一言でこういう言葉がありますけれども、実際にはこれまでアセスでやってきたようなものとは違うものになるんじゃないかという心配があるので、そういった浮遊物質の質についてもちゃんと見ておく必要があるんじゃないかというのが私の質問です。最初の質問の回答を受けたときに、恐らく私の質問の仕方が悪かったかと思ったんですけれども。

○成田課長 今後の検討のときにその辺を配慮するような形で考えたいと思います。

○永澤会長 ほかにございせんか。よろしいでしょうか。

今の藤野先生と関係のある話かもしれませんが、洪水のときは上流からいろいろなものが流れてきて、それが結局最終的にこの中へ残留してしまうものが相当あるわけですが、あるだろうと思いますけれども、そういうのは何か対策をとることは考えておられるんですか。例えば大きい木が流れてきて、どんと場合によってはですよ。そういうことは今まであるんでしょうか。過去のこの辺も水浸しになったはずですよ、19年のとき。

○成田課長 それは今回の調節池の中というのではなくて、日ごろの普段のといいますか、高水敷に上から洪水が流れてきた場合ということであれば、やはり流木ですとか、そういったものもやはり流れついてくることはあると思います。今回調節池化することによりまして、越流堤である程度高さが高くなりますので、下のほうに下流のほうに流れていく洪水と高さ、越流堤を越えた分だけ横に流れていく洪水がございしますので、全部が表面のものを全部一回調節池を通して流すというものではなくて、一部をカットするというふうなことでございしますので。それは先ほど言ったようにふだんの洪水のときもですね、高水敷にはそういった流木とか、そういうものを残していく場合もありますし、そういったものというのは、河川管理上ですね、出水が終わった後に撤去したりとかというのはしておりますので、もし越流堤を越えてそういったものが流れてきた場合には、撤去の工事、撤去作業というのは普通の高水敷と同じような形で作業はするということになると思います。

○永澤会長 むしろ土とか、石というのは重いから下に沈んで流れていくので、上澄みが入る

わけですね。上澄みは木だとか草だとかそういうものがジャカジャカこの中へ入ってくるわけで、それが例えば水が1週間あって、2週間あってというときに植物ですから、例えば繁殖するとかそういうことが起きるんじゃないかというお話だと思うんですけども、藤野先生のは。

○藤野委員 　　というか、そういうものが。

○永澤会長 　　も含めて。

○藤野委員 　　放水するときにダッと思っちゃうんだったらいけないだろうという、そのあたりに気をつけて設計していただきたいというか、なかなかその点は難しいんですけども、今までのいわゆる従来モデルでただアセスをやりましたというんではそういう評価はできないと思うんですよ。だから、だけれども、ちょっとこれは規模が大きいですので、やはりちょっと心配なところあるかな。

○荒木副所長 　　評価は多分難しいとは思いますが、今の話でいいますと、現状も洪水になると高水敷に水が上がって、横に向かってか、縦方向かという違いはありますけれども、水位が下がっていくわけですね。今回我々調節池化しますけれども、越流堤から入って、流下させるということで、速やかに流下させる、排水することを考えておりますので、あまり条件としては変わるということはないんじゃないかと想定しております。

○永澤会長 　　ほかには先生方から何かございますか。

（発言なし）

○永澤会長 　　では、ありがとうございます。

以上をもちまして、荒川第二・第三調節池事業についての我々の審議はここまでとしたいと思います。

この議事については皆様からいただいたご意見をもとに、審議会としての答申を取りまとめたいと思っております。

答申案につきましては、今のご発言、ご意見をもとにして事務局で作成していただいたものを委員の皆様にご確認いただき、最終的に私が判断したいと思います。一任ということでもよろしいでしょうか。

（異議なし）

○永澤会長 　　ありがとうございます。

それでは、ここまでについて何かご質問、ご意見ございませんか。よろしいですか。

では、これをもちまして議事を終了いたします。

傍聴の方、ご退席いただきます。

(傍聴者退室)

○永澤会長 それでは、進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございます。

○和田係長 永澤会長、長時間にわたりありがとうございます。

閉会の前に、事務局から3点ほどご連絡があります。少々お待ちください。

○尾崎主任 事務局から3点連絡事項を申し上げます。

まず、1点目は本日の議事録と答申案の確認についてでございます。本日の議事録は市のホームページに掲載いたします。その前に委員の皆様にご確認いただきたいと思っております。また、答申案につきましては、本日欠席の委員にもご意見をお聞きした上で、事務局で作成し、その後皆様にご確認をいただき、永澤会長の最終判断をいただいて確定したいと思っております。

2点目ですが、市長意見についてでございます。市長意見につきましては、審議会答申をもとに書面で作成します。市長意見は事業者に送付いたしますが、その内容につきましても委員の皆様にもご報告をいたします。

3点目につきましてですが、次回の予定についてお知らせいたします。(仮称)D P L浦和美園新築計画に係る準備書及び(仮称)さいたま市大宮区北袋町一丁目計画に係る事後調査書が7月、今月ですね、提出される予定となっております。予定どおり手続が進めば10月から11月に技術審議会を開催する予定となっております。

なおですね、本日お配りした冊子は、机上に置いてお帰りください。

事務局からは以上です。

○和田係長 以上、3点でございます。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第30回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了いたします。長時間にわたるご審議、まことにありがとうございました。

○永澤会長 最後に、実は私、8期で任期終了ということになりますので、10月からは新しい審議会の形になります。これまでいろいろご協力いただきましてありがとうございました。大変いい議論ができたと思っております。

どうもありがとうございます。(拍手)

○和田係長 永澤会長、長期間にわたり本当にまことにありがとうございました。事務局を代表してお礼申し上げます。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。長時間委員の皆様ありがとうございました。

午後 3時42分 閉会